

| | | |
|---|----------------|------------------------|
|  | <h1>鳥取県公報</h1> | 令和7年3月26日（水） 号外第31号 |
| | | 毎週火・金曜日発行 |

目 次

- ◇ **教委規則** 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（5）（教育人材開発課）・・・2
鳥取県立図書館管理規則の一部を改正する規則（6）（図書館）・・・3
鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例に基づき個人番号を利用する事務を
定める規則を廃止する規則（7）（教育総務課）・・・4
- ◇ **公安規則** 鳥取県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則（5）（捜査第二課）・・・5

教育委員会規則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月26日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

鳥取県教育委員会規則第5号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則（昭和32年鳥取県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| (手当の額) 第4条 扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、 <u>在宅勤務等手当</u> 、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当の額については、給与条例の適用を受ける者の例による。 | (手当の額) 第4条 扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当の額については、給与条例の適用を受ける者の例による。 |

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

鳥取県立図書館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月26日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

鳥取県教育委員会規則第6号

鳥取県立図書館管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立図書館管理規則（平成2年鳥取県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>(開館時間)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 教育委員会は、前項の規定により開館時間を変更するときは、あらかじめその旨を<u>掲示するとともに、インターネットを利用する方法により公表しなければならない。</u></p> <p>(休館日)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 教育委員会は、第1項第4号の規定により休館するとき、又は前項の規定により臨時に休館し、若しくは休館日に開館するときは、あらかじめその旨を<u>掲示するとともに、インターネットを利用する方法により公表しなければならない。</u></p> | <p>(開館時間)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 教育委員会は、前項の規定により開館時間を変更するときは、あらかじめその旨を<u>掲示しなければならない。</u></p> <p>(休館日)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 教育委員会は、第1項第4号の規定により休館するとき、又は前項の規定により臨時に休館し、若しくは休館日に開館するときは、あらかじめその旨を<u>掲示しなければならない。</u></p> |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例に基づき個人番号を利用する事務を定める規則を廃止する規則をここに公布する。

令和7年3月26日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

鳥取県教育委員会規則第7号

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例に基づき個人番号を利用する事務を定める規則を廃止する規則

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例に基づき個人番号を利用する事務を定める規則（平成28年鳥取県教育委員会規則第1号）は、廃止する。

附 則

この規則は、鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（令和7年鳥取県条例第6号）の施行の日から施行する。

公 安 委 員 会 規 則

鳥取県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月26日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

鳥取県公安委員会規則第5号

鳥取県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県暴力団排除条例施行規則（平成23年鳥取県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>（口頭による弁明） 第12条 略</p> <p>2 前項の規定により弁明を録取する者（以下「弁明録取者」という。）は、弁明の日時の冒頭において、予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となる事実を弁明者（<u>手続条例第29条の規定による通知を受けた者（手続条例第30条において準用する手続条例第15条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）</u>をいう。以下同じ。）に対し説明しなければならない。</p> <p>3・4 略</p> | <p>（口頭による弁明） 第12条 略</p> <p>2 前項の規定により弁明を録取する者（以下「弁明録取者」という。）は、弁明の日時の冒頭において、予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となる事実を弁明者（<u>手続条例第29条の規定による通知を受けた者（手続条例第30条において準用する手続条例第15条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）</u>をいう。以下同じ。）に対し説明しなければならない。</p> <p>3・4 略</p> |

附 則

この規則は、鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年鳥取県条例第21号）第2条の規定の施行の日から施行する。